

平成 27 年 5 月 8 日

実務修習実地演習実施機関
指導鑑定士 各 位

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
情報安全活用委員会
委員長 磯尾 隆光
研 修 委 員 会
委員長 玉那覇 兼 雄
(職 印 省 略)

実務修習における取引事例の閲覧について

謹啓 陽春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本会の実務修習制度の運用に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、実務修習生の鑑定評価報告書の作成にあたって、取引価格情報提供制度に係る事例資料を入手する際には、「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程」を遵守すべきこととされております。

閲覧にあたっては、案件ごとに及び修習生ごとにその都度、履歴管理票を取得しなければならず（規程第 21 条第 2 項）、閲覧料もその都度支払う義務が発生します（規程第 22 条）。また、取得した閲覧データを修習生間で交換・譲渡することも禁じられております（規程第 33 条）。

なお、これらの規定に違反した場合は、閲覧停止等の措置が講じられることがあります（規程第 37 条）。

つきましては、指導鑑定士各位におかれましては、上記規程に抵触することのないよう、今一度規程を確認され、遵守されますことをお願い申し上げます。

謹白

【 参 照 条 文 】

(閲覧ルール)

第21条

- 2 不動産鑑定評価、価格等調査、隣接周辺業務等の別にかかわらず、会員は、取得した閲覧データを鑑定評価等業務に係る案件ごとに閲覧するものとする。よって、別案件において同一の閲覧データを利用する場合は、その都度、REA-Jirei を通じて閲覧を行い、新たに履歴管理票を取得しなければならない。

(閲覧料)

第22条

- 2 第20条に規定する閲覧資格の要件を満たし、資料を閲覧する会員は、資料閲覧料基準に基づき、前項の閲覧料を本会に納めなければならない。
- 3 本会は、会員が前項の閲覧料を滞納したときは、督促のうえ、納入が確認できるまでの間、閲覧データの閲覧を停止することができる。

(目的外利用の禁止)

第29条 本会及び士協会等並びに会員は、取得した閲覧データを鑑定評価等業務以外に利用してはならない。なお、本会及び士協会等並びに業者会員に所属する資料業務補助者においても同様とする。

- 2 鑑定法第14条の2の規定による実務修習機関における教授・指導は、本項の鑑定評価等業務を行う目的で閲覧データを利用する場合に含まれるものとする。

(交換・譲渡の禁止)

第33条 会員は、取得した閲覧データを交換・譲渡してはならない。

(閲覧及び利用に関する違反)

第37条 情報安全活用委員長は、第21条、第25条、第29条、第30条、第31条、第32条、又は33条のいずれかの規定に違反した会員に対し、報告を求め、指導、又は勧告を行うものとする。

- 2 前項の指導又は勧告を受けた会員は、違反の報告を行い、既に利用した資料やデータ、発行した調査書や評価書などの提出物について適切な措置をとらなければならない。
- 3 前項の改善措置について、立入確認を受けるまでの間、本会において閲覧データの閲覧を停止することができる。ただし、閲覧停止期間は3月間を限度とし、更新を妨げない。